

鳥取県私立高等学校等 J E T - A L T 配置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等 J E T - A L T 配置支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立高等学校、私立中学校（以下「私立高等学校等」という。）における外国語指導助手（以下「A L T」という。）の配置を支援することにより、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、私立高等学校等を設置する学校法人が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該学校法人に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額

に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月23日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度(平成31年度)の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
<p>一般財団法人自治体国際化協会（以下「財団」という。）が実施する『語学指導等を行う外国青年招致事業（「JETプログラム」）』を活用した、ALT配置事業</p>	<p>財団の任用団体用マニュアル等に基づく、次に掲げる経費 ※当該年度支出分を対象 （1）ALT人件費 （2）JET傷害保険負担金 （3）渡航経費負担金 （4）JETプログラム会費 （5）財団が主催する研修・セミナー・カウンセリング等に係る旅費及び研修費 （6）その他の研修経費及び旅費 （7）帰国費用</p>	<p>3 / 4</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県私立高等学校等 J E T - A L T 配置支援事業計画書（報告書）

設置者名

学校名

1 事業計画（報告）書

（単位：円）

区分	予算額 (決算額)	補助対象経費	財 源 内 訳	
			県補助金	学校財源
A L T 人件費				
傷害保険負担金				
渡航費				
J E T プログラム会費				
財団が主催する研修・セミナー・ カウンセリング等に係る旅費及 び研修費				
その他の研修経費及び旅費				
帰国費用				
合計				

（注）別紙鳥取県私立学校等 J E T - A L T 配置支援事業補助金積算基礎内訳表を添付すること。

2 他の補助金の活用について

（1）他の補助金の活用の有無について、有無のいずれかに○をしてください。

有 ・ 無

（2）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先を記載してください。

① 補助金名：

② 事業内容：

③ 問合せ先：

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和平成32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

職氏名

印

年度鳥取県私立高等学校等J E T - A L T配置支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった標記補助金について、鳥取県私立高等学校等J E T - A L T配置支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額（3 - 2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |